

耐震診断・耐震改修補助制度 Q&A(よくある質問)

Q 相談は、どのように行えばよいですか。

A 電話での相談も可能ですので、お気軽にお問い合わせください。窓口での相談は、市役所本庁（東庁舎2階）の建築指導課窓口までお越しください（各支所及び出張所での相談はできません。）。

Q 耐震診断をどこにお願いすればよいかわかりません。どうすればいいですか。

A 市から耐震診断機関（栃木県建築士会・栃木県建築士事務所協会）に連絡し、耐震診断士の派遣を行います。御相談ください。

Q 補助制度を利用したいと考えていますが、補助対象になりますか。

A 補助対象要件については、市ホームページや補助制度のチラシを確認してください。

Q 昭和56年5月以前に新築し、昭和56年6月以降に増築をしています。その場合でも補助対象となりますか。

A 昭和56年6月以降に、増築前の延べ面積の過半以上の増築をしている場合は、補助対象となりません（過半未満の増築であれば、補助対象となる場合があります。）。

Q リフォーム工事は補助の対象になりますか。

A 補助の対象にはなりません。リフォーム工事（屋根・外壁の塗装、水回りの設備の更新等）と併せて行う耐震改修工事のみが対象です。

Q 既に耐震改修工事（耐震建替え工事）が完了している場合でも、補助を受けることができますか。

A 年度ごとの予算に基づき交付するため、改修工事等の契約及び着手前に申請し、市の交付決定を受けないと、いかなる理由があっても、補助金を交付できません。

Q 耐震改修費用はどのくらいかかりますか。また、自己負担はどのくらいですか。

A 日本建築防災協会の統計によると、木造2階建ての耐震改修工事は100万円～150万円で行われることが最も多く、全体の半数以上が190万円以下で行われています。

例) 改修工事費用が150万円（居住誘導区域内での改修）の場合

《補助金の額》 150万円×4/5＝120万円 ➡ 100万円（限度額）

《自己負担額》 150万円－（100万円＋10万円）＝ 40万円

Q 令和7年度分の補助申請は、いつからできますか。

A 耐震診断士派遣・耐震改修等補助金は、令和7年4月14日（月）午前9時00分から、ブロック塀等補助金は、令和7年4月16日（水）午前9時00分を予定しています。補助金等は、予算がなくなり次第、受付終了となります。